

● 組織運営の方針5：政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

(1) 財務省における政策評価の着実な実施

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）及び財務省の「政策評価に関する基本計画」（平成20年3月策定、21年3月一部改訂、22年6月一部改訂）等に基づき、政策評価を着実に実施します。（政策評価の目的等はP4参照）

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

財務省改革プロジェクトチームがとりまとめた「財務省が変わるための50の提言」等を踏まえ、効果的・効率的な行政運営に努めます。

また、行政改革については、政府全体の方針を踏まえ、財務省としても積極的に取り組んでいきます。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

なお、本方針は以下の内閣の基本的な方針とも一致するものであり、重点的に推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第180回国会 総理大臣施政方針演説

予算編成等の在り方の改革について（平成21年10月23日閣議決定）

政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）

規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 組5-9：公共調達の適正化

施 策 組5-10：行政改革の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

(1) 財務省における政策評価の着実な実施

施 策 組5-1：「平成23年度政策評価書」等の作成・公表

「政策評価に関する基本計画」及び「平成23年度政策評価実施計画」に基づき政策評価を実施し、平成24年6月末を目指して「平成23年度政策評価書」を、また、同年8月末を目

途に「平成24年度租税特別措置等に係る政策の評価書」を作成・公表します。

作成・公表に当たっては、政策評価がP D C Aサイクルの中で、より活用される仕組みとなるよう努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

施 策 組5-2：「平成25年度政策評価実施計画」の策定・公表

「政策評価に関する基本計画」に基づき「平成25年度政策評価実施計画」を平成25年3月末までに策定し、公表します。策定・公表に当たっては、引き続き業績指標の増設により達成しようとする水準の数値化等を図り、評価の客観性の向上に努めるとともに、国民により分かりやすい内容となるよう工夫します。

施 策 組5-3：学識経験者等の知見の活用

毎年度の実施計画の策定及び評価書の作成等に当たっては、省内のみの議論ではなく、客観性を確保し、評価の質を高めるため、「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（事務次官主催、座長：西室泰三 株式会社東芝相談役）等の意見を取り入れることにしています。

平成24年度も適時、同懇談会を開催し、委員の御意見等を財務省の政策評価や事務の改善に積極的に取り入れていきます。また、必要に応じ、外部研究機関等の活用にも努めます。

施 策 組5-4：新たな「政策評価に関する基本計画」の策定・公表

現在の「政策評価に関する基本計画」の計画期間が平成24年度末で終了することから、政策評価法等に基づき、新たな「政策評価に関する基本計画」を平成25年3月末までに策定・公表します。

「政策評価に関する基本計画」の策定に当たっては、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月閣議決定）や「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月政策評価各府省連絡会議了承）等を踏まえるとともに、これまでの財務省における政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の質の向上を図るとともに財務省の政策の特性に応じた適切な内容となるよう努めます。

施 策 組5-5：各部局が行う評価の支援や政府全体にかかる政策評価の充実の取組への参画

各部局が行う評価の支援、助言及び指導を行うほか、評価に関する調査、評価結果等に対応する国民の意見の集約などに取り組みます。

また、政策評価各府省連絡会議への出席等により、政策評価における政府全体の取組などに貢献していきます。

施 策 組5-6：（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化

政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度から、予算書・決算書の表示科目的単位（項・事項）と政策評価の単位を対応させ、整理しています。

平成24年度においては、引き続き予算要求等への反映に資する評価の実施に努めるほか、平成25年度予算要求に当たっては、予算要求部局（各局課）、政策評価とりまとめ担当部局（大臣官房文書課政策評価室）及び予算とりまとめ担当部局（大臣官房会計課）が相互に連携した上で、政策評価結果の予算要求への確実な反映に努めます。

(2) 効果的・効率的な行政運営、行政コストの削減

施 策 組5-7：効果的・効率的な組織・定員管理

財務省としては、これまでも、計画的な定員削減に取り組んできたところですが、「平成24年度の定員要求に係る作業について」（平成23年8月総務大臣通知）等に基づき、平成24年度に1,344人を合理化することとしており、情報通信技術の活用等により事務・事業の見直しを行うことで、その着実な実施を図っていくこととしています。

今後とも、限られた定員をもって、効果的・効率的な組織運営を図るために、新たな行政需要の変化に対応したメリハリある定員配置の実現に取り組んでいきます。

施 策 組5-8：必要な予算の確保と経費の効果的、効率的執行

財務省の行政需要が年々増加する中で、新規施策経費の要求に当たっては、既定経費の節減合理化による見直し等に努めるとともに、緊急度・優先度等を勘案しながら、必要な予算の確保に努めます。

また、「予算編成等の在り方の改革について」に基づき平成22年2月に設置した「財務省予算監視・効率化チーム」において、予算執行の適切性及び透明性の確保並びに効率性の向上並びに財務省の事業の実態把握、当該実態の国民への積極開示及び納税者視点での検証のため、平成24年度においても、引き続き、「財務省予算執行計画」を策定しており、同計画の取組を計画的かつ着実に実施するとともに、その際得られた結果を適切に予算要求へ反映していきます。

「財務省予算監視・効率化チーム」は年に4回は定例会合を開催することとしており（「財務省予算監視・効率化チームの設置について（平成23年4月6日改訂）」）、下記のとおり業績指標を設定します。

なお、予算執行に当たっては、財務本省においては、経理担当者会議を開催し、経費削減等に関する周知徹底等に努め、また、財務省本庁舎における財務本省と国税庁や、地方支分部局における合同庁舎のように同一敷地内に所在する複数の調達機関が、コピー用紙や文房具などの同一品目の物品の調達を行う場合については、可能な限り取りまとめを行い、一括して調達を実施する等、経費の効果的・効率的な執行に取り組んでいきます。

◎業績指標 組5-1：財務省予算監視・効率化チーム会合の開催状況 (単位：回)

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度目標値
開催回数	—	—	7	N. A.	4

(出所) 大臣官房会計課調

(注1) 平成23年度実績値は、24年5月以降にデータが確定するため、平成25年度実施計画に掲載予定。

(注2) 財務省予算監視・効率化チームは平成22年2月に設置されたため、21年度以前の実績はない。

⑩ 施策 組5-9：公共調達の適正化

随意契約の見直しについては、「随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）」に基づきこれまで可能なものから順次、公共調達の競争性及び透明性を確保し、真にやむを得ないものを除き、平成23年度までに競争契約に移行してきたところです。平成24年度においては、「公共サービス改革プログラム（平成23年4月 行政刷新会議 公共サービス改革分科会）」に基づき、実質的な競争性を高める努力を行い、随意契約による場合であっても、説明責任を強化することにより、効率化や成果の向上等、実質的な改善を重視する取り組みを行うとともに、入札及び契約に係る取扱い及び情報を公表すること等により、公共調達の適正化を着実に実施していきます。

⑪ 施策 組5-10：行政改革の推進

平成23年度において、独立行政法人については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえた取組を進めるとともに、制度と組織の在り方について見直しが行われ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」として取りまとめられました。

政府関連公益法人については、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」及び事業仕分けの評価結果等を踏まえた見直しが引き続き進められました。

規制・制度改革については、現場、地域のニーズ等を的確に捉え、消費者の視点等も重視し、実行性のある規制・制度改革を推進するとの方針の下、「規制・制度改革に係る方針」等を踏まえ、見直しが進められました。

財務省としては、平成24年度においても、こうした政府全体の方針を踏まえ、関係省庁等と協力しつつ、積極的に行政改革に取り組んでまいります。

(3) 財政当局としての政策評価の活用

施策 組5-11：予算編成等の過程における各府省の政策評価の結果の適切な活用

財務省は、財政当局として、予算編成、税制改正、関税改正、財政投融資編成の過程において、各府省の政策評価の結果を適切に活用していきます。

予算編成における活用（施策 1-1-1 P31参照）

税制改正における活用（施策 2-1-1 P46参照）

関税改正における活用（業績目標 5-1-1 P91参照）

財政投融資編成における活用（施策 3-2-3 P61参照）

5. 参考指標（6 指標）

- | |
|------------------------------|
| ○ 実績評価における「政策の目標」数・指標数 |
| ○ 政策評価に関するホームページへのアクセス件数 |
| ○ 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」の開催実績 |
| ○ 総合評価・事業評価の公表件数 |
| ○ 財務省の定員の推移 |
| ○ 財務省所管の一般会計予算額の推移（行政経費分） |